

山陽小野田市

ファミリーサポートセンター

ご利用の手引き



**子育て総合支援センター「スマイルキッズ」内
山陽小野田市ファミリーサポートセンター**

〒756-0080 山陽小野田市掃山1丁目 4番3号

TEL 0836-82-1212 / FAX 0836-84-2502

受付時間 : 月・火・木・金・土 8:30~17:15

※上記時間以外は留守番電話対応

【休日】 水曜日・日曜日・祝日及び年末年始

ファミリーサポートセンターってなあに？

ファミリーサポートセンターは育児の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となり、助け合う相互援助活動の会員組織です。



どんな時に利用できますか？

- ★ 出勤時間が早いので児童クラブへ連れて行って…
- ★ 塾や習い事の送迎(市内に限る)。
- ★ お迎えの時間に間に合わないので、代わりに行ってその後、預かってほしい。
- ★ 病院に行きたいので、その間お願いしたい。
- ★ 冠婚葬祭や学校行事の間、お願いしたい。
- ★ 買い物や外出で気分転換したい時にお願い…など

援助活動の時間や場所は？

- ★ 預かりの場所は、原則提供会員宅です。
(相談により場所の変更は可能だが依頼会員宅は難しい)
- ★ 送迎は市内のみです
- ★ 平日・土・日祝日問わず6:00～22:00頃まで可能

※ 提供会員さんが見つからない場合もあります

各全会員は、ファミリーサポートセンター補償保険に一括加入します。(保険料は山陽小野田市が負担。)

会 員 登 録

(会員登録は無料です)

登録できるのは…

【依頼会員】

山陽小野田市に住所のある方、または就業場所が市内の方で0歳～小学校6年生までの子どもさんのいらっしゃる保護者の方

【提供会員】(山陽小野田市に住民票のある者)

送迎又は、自宅で子どもさんを預かることのできる20才以上の方ならどなたでも(資格は問いません。)

【両方会員】(山陽小野田市に住民票のある者)

依頼会員と提供会員を兼ねられる方

申し込み方法は…

山陽小野田市ファミリーサポートセンターへ印判をご持参の上、お越してください。

会員登録の際に、会員証用の写真を撮影し会員証を作成します。

登録と同時に簡単なシステムの説明をします。

子育て総合支援センター「スマイルキッズ」内
山陽小野田市 ファミリーサポートセンター

受付時間：月・火・木・金・土曜日
(水・日・祝日及び年末年始は休み)

8:30～17:15

※上記時間外は留守番電話対応です



援助活動の流れ

援助の依頼方法は？

依頼をされる方は、ファミリーサポートセンターに来所または電話にて会員番号・依頼会員氏名・依頼日・時間・依頼内容等を相談してください。



依頼を受けた『センター』は条件に合う提供会員を探し双方に連絡します。 **注) 提供会員が見つからない場合があります。**



提供会員と依頼会員同士で、面談・打合せ等を行ってください。

援助活動は？

面談時の打合せ通りに活動を行ってください。特に、約束の時間は必ず守るようにして下さい。



援助活動が終わったら・・・

依頼会員は決められた報酬と事前打合せで決めた内容の金額を支払います。提供会員は活動報告書(3枚複写)を作成し双方会員の確認印を3枚とも押して提供会員と依頼会員が受け取りもう1枚はセンターになるべく早く提出してください。

会員同士による**有償ボランティア活動**です。
信頼関係を保ちながら、過度な期待や、負担は避けお互いに利用・活用しましょう。

依頼受付は月火木金土の8:30～17:15

(水・日・祝日と年末年始は留守番電はへ)

報酬について

報酬の基準は？



山陽小野田市ファミリーサポートセンターの報酬は以下の通りです。

平日(早朝) ～7:00	1時間	700円
平日 7:00～19:00	1時間	600円
平日(夜間) 19:00～	1時間	700円
土・日・祝日	1時間	700円
医師承諾有の病児	1時間	700円

- ※ 依頼時間が1時間未満の場合は600円又は700円です。ただし、早朝夜間の時間帯を含む時は1時間当たり700円です。
- ※ 1時間を超えて延長した場合は、1時間経過後30分単位で半額の300円または350円の加算となります。
- ※ 同一世帯の子ども2人を預かる場合は、2人目からは基準額の半額で計算します。
- ※ 食事(ミルク)・おやつ・紙おむつ等は出来るだけ依頼会員が御用意願います。提供会員が負担した場合はその金額を依頼会員が提供会員に支払うようになります。
- ※ キャンセル料は、以下のとおりです。(センターに連絡有のみ)

前日までのキャンセル	無 料
当日のキャンセル	依頼していた時間の金額の半額
無断キャンセル	依頼していた時間の金額の全額

キャンセルは、なるべくしないようにして下さい

- ※ センターにご連絡のないキャンセル、変更は受付できません。休日・夜間は留守番電話対応ですので録音をお願いします。

依頼の取消・変更が生じた場合、なるべく早く提供会員とファミリーサポートセンターまで、連絡をして下さい。
電話に出れない場合には、留守番電話にて対応をさせていただき、確認次第、折り返し連絡をいたします。

- ① 会員番号 ② 会員氏名とお子様の名前
③ 依頼内容 ④ 連絡先



を必ず残してください。

ファミリーサポートセンター補償保険について

サービス活動中の事故に備えて、会員はファミリーサポートセンター補償保険に加入することになります。が保険料は市が負担します。

1 サービス提供会員傷害保険

提供会員がファミリーサポートセンターの活動中（往復途上も含む）に偶然の事故により被った傷害について補償します。

補償内容	補償額
死 亡	500万円
後遺障害	500万～20万円

補償内容	補償額
入院日額	3800円
通院日額	2300円

※ センターに届けていない依頼は、保険が適用されません。

2 賠償責任保険

提供会員が活動中に依頼会員の子どもや第三者に対して身体又は財物に障害を与えたことにより法律上の賠償責任が生じた場合に、負担する賠償金を補償します。

賠償内容	支払限度額
対人・対物賠償金	1事故につき2億円



3 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが保育サービスを受けている間に事故等により傷害を被った場合に提供会員の過失の有無にかかわらず補償します。

補償内容	補償額
死 亡	300万円
後遺障害	300万～12万円

補償内容	補償額
入院日額	3000円
通院日額	2000円

※ 会員同士であっても、センターに依頼のない援助活動については保険の補償の対象となりませんので、必ずセンターに御連絡下さい。（キャンセルも同様です。）

会員としての心得

ファミリーサポートセンターの活動は、会員同士の信頼関係の上になりたつものです。

- ★ 活動の趣旨を十分理解し、決まりを守りましょう。
- ★ お互いのプライバシーを守りましょう。
- ★ 事前打合せは必ず行い、相互理解に努めましょう。
- ★ 事前打合せで決めた援助内容以外のことは求めず行わないようにしましょう。
- ★ 常に子どもの安全を優先にしましょう。
- ★ 援助依頼の取消、変更は早めの連絡を・・・
- ★ センターを通さない援助活動は行わない。
- ★ 援助活動中に事故が起きた場合は、速やかにセンターへ連絡をしてください。休日の水・日・祝日は留守番電話に必ず録音して下さい。録音を確認次第、連絡させていただきます

